

確定申告・住民税 (市・都民税) の申告はお早めに

確定申告について

平成27年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書の提出・納税は、2月16日(火)から3月15日(火)までです。還付申告は2月15日(月)以前でも行えます。

▽青梅税務署での受付・相談
2月8日(月)から3月31日(木)まで、所得税及び復興特別所得税・贈与税・個人事業者の消費税及び地方消費税の申告書作成会場を開設します(土曜・日曜日、祝日を除く)。

※2月21日(日)と28日(日)は、立川税務署で開設します

※2月1日(月)～3月31日(木)は、青梅税務署の駐車場は使用できませんのでご注意ください(身体障害者用車両を除く)。

▽市役所での受付・相談
所得税及び復興特別所得税の確定申告書の受付・相談日は表のとおりです。確認の上、お越しください。また、ご自宅のパソコンで申告書を作成し、書面を印刷して送付するかe-Taxにより電子送信することもできます。なお、土

地・建物、株式などの譲渡所得、住宅借入金等特別税額控除の初年度申告、青色申告、農業・営業などの所得、消費税、相続税、贈与税については、市役所では申告できません。必ず青梅税務署で申告してください。

※パソコンで申告書を作成する場合は国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp/>)の「確定申告書作成コーナー」で作成できます。

▽医療費控除
医療費控除の申告をされる方は、事前に領収書を受診者、医療機関等ごとに合計し、医療費の明細書を作成していただく必要があります。

※医療費の明細書は、国税庁ホ

ームページからダウンロードできます。

▽確定申告の持ち物
主に次のものが必須です。

- ①源泉徴収票(原本)
- ②はんこ
- ③控除証明書(国民年金等や生命・地震などの各種保険)
- ④医療費の明細書や領収書
- ⑤申告者本人の口座番号・支店名が分かるもの

※申告内容により右記以外のものが必要な場合もありますので注意してください。

▽復興特別所得税の計算・記入
漏れに注意 一昨年創設された復興特別所得税の計算・記入漏れが目立っています。確定申告書を作成する際には、注意してください。

要介護認定を受けている方の「障害者控除対象者認定書」の交付について

65歳以上で要介護認定を受けている方は、身体障害者手帳などの交付を受けていなくても、寝たきりなどの一定の要件に該当する場合には、障害者控除対象者認定書を発行します。所得税や住民税の申告に添付することで、本人かその扶養者が、障害者(特別障害者)控除を受けることができます。

告をする必要がない方

公的年金等が400万円以下の方(その他の所得が20万円以下に限る)について

確定申告をする必要はありませんが、医療費控除などによる所得税の還付を受けるために確定申告をすることはできます。

また、年金の源泉徴収票に記載されているもの以外の控除(社会保険料、生命保険料、医療費等の控除、扶養親族の追加など)がある方は、住民税(市・都民税)の申告をすることで、住民税額が下がる場合がありますので、住民税の申告をしてください。

住民税の申告について

平成28年度の住民税(市・都民税)の申告の受付を行います。これは、平成27年中の収入などを市に申告していただくものです。

- ①住民税の申告が必要な方
- ②勤務先からあきる野市へ給与支払報告書の提出がない方
- ③その他の所得があり、確定申

▽問合せ 高齢者支援課介護認定係

平成27年度 木造住宅の耐震診断・耐震改修費用を助成しています



市では、災害に強いまちづくりを推進するため、既存の木造住宅の安全性を高める目的で、耐震診断や耐震改修を行う方に

対し費用の一部を助成しています。耐震診断などを計画されている方はお問い合わせください。

▽申込み期間 2月29日(月)まで

▽助成棟数 耐震診断17棟、耐震改修3棟

▽その他 詳しくは、市ホームページが都市計画課で配布するチラシをご覧ください。

※助成を希望する場合は、事前にご相談ください。耐震診断、耐震改修とも同一の住宅に対して1回限りです。

▽紛らわしい業者にご注意ください 国、東京都、市では、本事業に関して特定の業者への委託は行っていません。

▽問合せ 都市計画課指導係

▽問合せ 課税課市民税係(直通558・1682)

青梅税務署からのお知らせ

電子申告利用者の方へ
申告書などの送付停止のお知らせ

平成26年分の電子申告(電子送信だけでなく、国税庁のホームページなどからパソコンで作成し、書面提出した場合も含む)を利用して確定申告を行った方へは、平成27年分の確定申告書や青色決算書などは送付されません。引き続き、電子申告をご利用ください。

青梅税務署職員と税理士による確定申告出張相談

給与、年金、事業所得者を対象に、確定申告書作成のアドバイスと申告書の受付を行います。※譲渡所得、贈与税の相談はできません。

▽場所・期日
●中央公民館：2月3日(水)～5

- 五日市出張所：2月12日(金)
- ▽受付時間 午前9時30分～11時、午後1時～3時
- ※混雑状況によって、受付を早めに締め切ることがあります。
- 税理士会による 無料申告相談
- ▽期日・場所
 - 2月15日(月)：市役所4階401会議室
 - 2月16日(火)～18日(木)：市役所5階503会議室
- ▽受付時間 午前9時～10時30分、午後1時～3時
- ※混雑状況によって、受付を早めに締め切ることがあります。
- ▽対象 青色申告、営業、不動産、農業所得や、給与・年金所得者で相談を希望される方(はんこ、申告書作成に必要な書類と前年の確定申告書の控えなどをお持ちください)
- ※所得や収入が高額な方は除きます。
- ※譲渡所得、贈与税の相談はできません。
- ▽問合せ 青梅税務署 ☎0428・22・3185

表 申告受付日程と前年実績による混雑予想 (凡例 ◎…やや混雑、○…混雑、▲…大変混雑)

場所	2月1日(月)	2月2日(火)	2月3日(水)	2月4日(木)	2月5日(金)
市役所			※出張公	※出張公	※出張公
五日市出張所				○	○
場所	2月8日(月)	2月9日(火)	2月10日(水)	2月11日(木)	2月12日(金)
市役所	○	○	○		
五日市出張所			○		※出張五
場所	2月15日(月)	2月16日(火)	2月17日(水)	2月18日(木)	2月19日(金)
市役所	※税理士	※税理士	※税理士	※税理士	▲
五日市出張所				○	○
場所	2月22日(月)	2月23日(火)	2月24日(水)	2月25日(木)	2月26日(金)
市役所	▲	▲	○	○	○
五日市出張所				○	○
場所	2月29日(月)	3月1日(火)	3月2日(水)	3月3日(木)	3月4日(金)
市役所	▲	○	◎	▲	▲
五日市出張所				▲	▲
場所	3月7日(月)	3月8日(火)	3月9日(水)	3月10日(木)	3月11日(金)
市役所	▲	▲	▲	○	○
五日市出張所					
場所	3月14日(月)	3月15日(火)	受付時間 午前9時～11時、午後1時～4時 (注) 午前中に受付ができる人数には限りがありますので、状況により午後の受付とさせていただきます場合があります。		
市役所	○	◎			
五日市出張所					

※市役所と五日市出張所で同時受付をしている日は混雑が予想されます。(2月10日・18日・19日・25日・26日、3月3日・4日)

※例年、午前と午後の早い時間は大変混雑します。

※出張公…税務署職員が中央公民館で所得税の確定・還付申告を受け付けます。この日は市役所では受付をしていません。税理士による申告書作成アドバイスも行います。税務出張相談受付時間：午前9時30分～11時ごろ、午後1時～3時ごろ

※出張五…税務署職員が五日市出張所で所得税の確定・還付申告を受け付けます。市職員による市・都民税の申告受付も行います。税理士による申告書作成アドバイスも行います。税務出張相談受付時間：午前9時30分～11時ごろ、午後1時～3時ごろ

※税理士…税理士の無料相談コーナーを開設します。場所：15日は市役所4階401会議室、16日～18日は市役所5階503会議室 相談受付時間：午前9時～10時30分ごろ、午後1時～3時ごろ